

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 1 日

赤十字救急法等指導員 様

日本赤十字社兵庫県支部

救護課長

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補の周知について

平素より当支部の行う講習普及事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和 2 年 5 月 2 9 日付救福健第 5 5 号のより本社救護・福祉部長から別添（写）のとお
り通知がありましたので共有させていただきます。

なお、同通知内に記されている、本社ホームページへの指針の掲載について、以下の
URL よりご確認いただきますようお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による心肺蘇生について」

http://www.jrc.or.jp/information/200529_006215.html

(3年保存)

救 福 健 第 55 号

令和2年5月29日

日本赤十字社

各都道府県支部事務局長 様

日本赤十字社

事業局 救護・福祉部長

(公印省略)

救急蘇生法の指針 2015 (市民用) の追補の周知について

標記の件について、平成 28 年 4 月 21 日付医政地発 0421 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(以下、「平成 28 年通知」という。)により、赤十字救急法等講習における一次救命処置及び応急手当の根拠ともなっている「救急蘇生法の指針 2015 (市民用)」について周知され、これに基づき、貴職あて平成 28 年 5 月 19 日付救福健第 107 号の 2 を通知したところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会により「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」(以下、「C o S T R」という。)が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法への C o S T R の適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

これに基づき、厚生労働省医政局地域医療計画課長から別添写しのとおり、平成 28 年通知にかかる追補の周知依頼がありましたので、通知いたします。

なお、赤十字救急法等講習における一次救命処置や応急手当の指導については、これまでの指導要領に基づいて実施することとし、受講者等からの問い合わせに備え、救助者の安全を確保する際の一つの方法として、各都道府県支部所属の指導員等へ共有していただきますよう、お願いいたします。

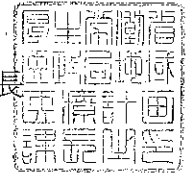
また、新たに示された指針については、今後、本社ホームページでも掲載予定であることを申し添えます。



医政地発0522第3号
令和2年5月22日

日本赤十字社 社長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



救急蘇生法の指針2015（市民用）の追補の周知について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体の会員に対して当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。





医政地発0522第1号
令和2年5月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の追補及び周知について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）が改訂され、日本国内で実施する心肺蘇生法へのCOSTRの適用等について、一般社団法人日本蘇生協議会から見解が示されました。

上記に基づき、厚生労働省において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針2015（市民用）」を別添のとおり追補することとしました。

貴職におかれては、当該補訂の内容について御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。また、心肺蘇生法に関する講習・教育を実施する際には、当該追補の内容を反映いただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた 市民による救急蘇生法について(指針)

1. 基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気)を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。

※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」における「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

- 「2)反応を確認する」、「4)呼吸を観察する」

確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。

- 「5)胸骨圧迫を行う」

エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。

- 「6)胸骨圧迫 30 回と人工呼吸2回の組み合わせ」

成人に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。

子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する(「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」P28～29 参照)。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。

○ 心肺蘇生の実施の後

救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましい。

※上記手順に記載のない点は、従来どおりの一次救命処置を実施する。

「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」の P18～「V 一次救命処置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

※本指針は、新型コロナウイルス感染症に関する新たに知見や感染の広がりの状況などによって変更する場合がある。

作成：一般財団法人日本救急医療財団
心肺蘇生法委員会